

茨城県感染症対策連携協議会 薬剤耐性対策部会運営要領

(目的)

第1条 本県における抗菌薬への薬剤耐性（Antimicrobial Resistance : AMR）に対する取り組みを具体的かつ効果的に推進するため、茨城県感染症対策連携協議会設置要綱第7条に基づき、薬剤耐性対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 薬剤耐性対策の普及啓発に関すること。
- (2) 薬剤耐性対策に関する調査研究に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(部会の構成)

第3条 部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 感染対策に関し専門的な知識を有する医師
 - (2) 感染対策に関し専門的な知識を有する看護師
 - (3) 感染対策に関し専門的な知識を有する薬剤師
 - (4) 感染対策に関し専門的な知識を有する臨床検査技師
 - (5) 感染対策に関し専門的な知識を有する獣医師
 - (6) 茨城県保健所職員
 - (7) その他部会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の変更が生じた場合、後任委員の任期はその残任期間とする。
- 4 部会長は、部会の業務を統括する。
- 5 部会長は、必要と認めるとき、その協議内容により部会を構成する委員を変更することができる。

(会議等)

第4条 部会は、部会長が招集し、必要に応じて開催する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、茨城県衛生研究所において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。